

まうあこ

発行日 2018年9月20日
 編集・発行 龍谷大学
 矯正・保護総合センター
 〒612-8577
 京都市伏見区深草
 塚本町67 至心館1階内
 TEL.075-645-2040
 FAX.075-645-2632

rcrc.ryukoku.ac.jp



2017-2018の活動を振り返って

龍谷大学
 矯正・保護総合センター長 福島 至

2017年度は、センターが所管する矯正・保護課程開設40周年にあたり、シンポジウムなど一連の記念事業を開催いたしました。開催順に、簡単にご報告させていただきます。

2017年10月14日には、龍谷大学響都ホール校友会館で、若草プロジェクト設立2周年シンポジウム「-SOSを心に抱えた少女や若い女性たちの支援-」を共催しました。当日は瀬戸内寂聴さんなどのお話や講演ののち、センター企画のパネルディスカッション「少女たちの実情と立ち直りに必要なこと」（コーディネーター浜井浩一本学法学部教授）を実施しました。その詳細は、次頁以下をご覧ください。

2017年10月28日には、本学大宮学舎において、40周年記念講演会・記念式典を開催しました。記念講演会では、村木厚子さん（元厚生労働事務次官）に「共生社会を創る」との演題で講演をいただきました。引き続き、記念式典では、入澤崇本学学長の式辞の後、大谷光淳浄土真宗本願寺派ご門主をはじめ、富山聡法務省矯正局長や畝本直美法務省保護局長、藤本哲也矯正協会会長、御手洗富士夫日本更生保護協会理事長からご祝辞をいただきました。その後の懇親会では、三浦守大阪高等検察庁検事長の乾杯のご発声の後、本学関係者と矯正・保護関係者らが懇親し、終始和やかな雰囲気の中、盛会のうちに終了しました。記念講演や記念式典での祝辞等については、雑誌「矯正講座」

第37号37頁以下をご覧ください。

矯正・保護課程受講生向けの講演会も、2017年10月から11月にかけて3回にわたり開催しました。いずれも本学出身の刑務官や法務教官、保護観察官を講師に迎え、それぞれの職務内容や採用試験などの話をさせていただきました。その内容は、雑誌「矯正講座」第38号に掲載予定です。

このほか、2018年3月18日には、研究交流協定を締結している英国ポーツマス大学との国際シンポジウム「少年司法のゆくえ」を、本学深草学舎において、開催いたしました。当日は、村井敏邦本学名誉教授による基調講演ののち、ポーツマス大学のトム・エリス氏ほかによるパネルディスカッションを行いました。このときの内容は、雑誌「龍谷大学矯正・保護総合センター研究年報」第8号に掲載予定です。

さて、私が矯正・保護課程に関わらせていただくようになってから、25年目を迎えました。この間の大きな変化の一つに、諸機関や諸団体をはじめ、個々の関係者などにおいて、相互の連携や交流などが深まってきたことがあると思います。かつては、矯正・保護に関わる公的機関の間においてさえ、連携が十分でないことがありました。しかし、いまや公私の違いにかかわらず、機関や団体、個人の連携や交流が進む時代となりました。また、分野を超えて、福祉との連携も図られています。センターが矯正・保護課程開設40周年を記念して実施した事業も、この流れを意識して行ってきました。今後も、センターは、いろいろな垣根を越えて、連携と交流を深める場となることを心がけていこうと思います。なにとぞ、よろしくお願いいたします。



センター共催 若草プロジェクト設立2周年シンポジウム

(龍谷大学矯正・保護課程開設 40周年記念事業)

龍谷大学矯正・保護総合センターが所管する矯正・保護課程が、2017年春に開設満40年を迎えました。2017年度は、矯正・保護課程40周年を記念して、本センターがこれまで培ってきた教育・研究の実績・成果や人的ネットワークを生かし、講演会やシンポジウムなどの各種記念事業を開催しました。

そのため、センターが毎年度社会貢献事業の一環として実施しています矯正・保護ネットワーク講演会は2017年度開催せず、その代わりとして、一般社団法人若草プロジェクトと共催し、2017年10月14日、本学響都ホール校友会館において、若草プロジェクト設立2周年シンポジウム「-SOSを心に抱えた少女や若い女性たちの支援-」を開催しました。

当日は、瀬戸内寂聴さん(作家、僧侶)のお話しをはじめ、村木厚子さん(元厚生労働事務次官)や橘ジュンさん(特定非営利活動法人BONDプロジェクト代表)の講演、浜井浩一本学法学部教授がコーディネートしましたパネルディスカッションが行われ、約350名の方が参加し、盛会のうちに終了することができました。

今号では、その中のパネルディスカッションの様子をご紹介します。

開催日時／2017年10月14日(土) 13:00～17:00

会場／龍谷大学響都ホール校友会館

●プログラム

● 開会挨拶

福島 至 (龍谷大学矯正・保護総合センター長／同法学部教授)

● お話し

瀬戸内 寂聴さん (作家、僧侶、若草プロジェクト代表呼び掛け人)



お話をする瀬戸内寂聴さん

● 講演1

テーマ：「『つなぐ』『ひろめる』『まなぶ』 -若草プロジェクトの事業-」
講演者：村木 厚子さん (元厚生労働事務次官、若草プロジェクト代表呼び掛け人)



講演をする村木厚子さん

● 講演2

テーマ：「女の子たちのいま」
講演者：橘 ジュンさん (特定非営利活動法人 BOND プロジェクト代表)



講演をする橘ジュンさん

● パネルディスカッション

テーマ：「少女たちの実情と立ち直りに必要なこと」
コーディネーター：浜井 浩一 (龍谷大学法学部教授)

パネラー：安保 千秋さん (弁護士／特定非営利活動法人子どもセンターののさん理事長)
齋藤 常子さん (京都府更生保護女性連盟会長)
森 伸子さん (法務省和泉学園長)
森口 由美子さん (大阪府立高校養護教諭)

● 閉会挨拶

大谷 恭子さん (一般社団法人若草プロジェクト代表理事)

- 主催／一般社団法人若草プロジェクト ●共催／龍谷大学矯正・保護総合センター ●協力／京都府更生保護女性連盟
●後援／法務省、厚生労働省、内閣府男女共同参画局、日本更生保護女性連盟、京都府、京都市、公益財団法人京都市ユースサービス協会、京都府更生保護女性連盟、西本願寺白光荘

パネルディスカッション 「少女たちの実情と立ち直りに必要なこと」

司 会／浜井 浩一

パネリスト／安保 千秋さん 齋藤 常子さん 森 伸子さん 森口 由美子さん

○司会 皆さん、こんにちは。龍谷大学の浜井と言います。よろしくお願ひします。今日は最初に素晴らしい話を三つ聞いた後のパネルディスカッションということで、パネリストともども少しプレッシャーを感じているところです。共通する話が多いと思いますけれども、ここでは、非行少女たちの問題について具体的な解決策とか、今後のあるべき方向性について考えていければと思っていますので、よろしくお願いします。

まず、私の方から少年非行を含めた現代の子どもたちが抱える問題点、あるいは女性に対する暴力の問題点について簡単に紹介して、その後、各登壇者の方々に、詳しくそれぞれの活動分野で見えてきた少女たちや、子どもたちの実像、それから、彼女たちに対するさまざまな支援の在り方、さらにはその支援が今後どうあるべきなのかというようなことをご報告いただき、それぞれのお話が終わった後で、もう少しそれらを深めていきたいと考えております。よろしくお願いします。

このスライドは、私がプレゼンテーションのときにいつも出しているものです。浄土真宗本願寺派の大学である龍谷大学が、このシンポジウムを共催していることあるので、まずは因と縁、因縁の話から始めたいと思います。

少女たちの問題を因縁から考えると、因というのが子どもたち自身で、縁というのが、われわれを含むさまざまな環境や支援ということになります。子どもたちが成長したり、困難から立ち直ったり、あるいは回復していくためには、周囲からの支援、つまり縁による支えが必要です。つまり、少女たちの立ち直りを考えるということは、彼女たちに対して縁をどう紡いでいくのかという話に、おそらくなっていくのだらうと思われまます。

当たり前のことですが人は一人では生きていけません。われわれは縁によって生かされているわけです。これまで登壇された三人の方々のお話もつきつめると縁の話だったと思います。そして、このパネルディスカッションも縁について話し合いたいと思います。とかく、非行の話になると、非行を犯した子どもたちだけに焦点が当てられ、反省を含めて少年たち自身、つまり因に働きかけることだけ関心が集中しがちですが、縁を変えなければ因を生かすことはできません。今日は、そういう話をしていきたいと考えています。

また、因縁を正しく理解するということは、物事の因果関係を正しく理解するということです。おそらく、今日の結論につながるのだと思いますが、困難に陥った少女たちの立ち直りを支援するためには、彼女たちの置かれた状況というものをきちんと理解することが不可欠です。よく、JKビジネスにはまる少女たちは、お金につられて、高級ブランドが欲しくてというふうには、一般的には言われているわけですが、今日のお話にあつたとおり、実際はそうではありません。いろいろな理由で居場所がないなど、その背景には少女たちの抱えるさまざまな問題があることを知っておくことがとても大切だらうと思います。

司法関係者の中には、反省することが立ち直ることだと考えている人がいます。反省し、自分の問題点に気付くと立ち直れると思っているのです。しかし、反省するだけで人は更生できません。人が更生するためには、生きていくための選択肢が必要です。反省しても、どこにも居場所がなければ問題は何も解決しません。

本人たちの気持ちももちろん大事なんですけど、同時に、人が立ち直るためには、実際に生きていくための具体的な選択肢を用意してあげ、継続的に支援していくことが不可欠です。

今回紹介するスケアード・ストレートというプログラムは、非行少年たちを刑務所に連れて行って、本人たちに自分たちの成れの果てを見せることで反省を促す反面教師プログラムです。このまま悪いことを続けていくと、こんな怖い未来が待っているんだよということを実際の刑務所に連れて行って体験させることで、その恐ろしさを体感させ、非行の問題に気付かせるプログラムです。

このプログラムを受けると、それまで非行を軽く考えていた少年たちが、プログラムが終了するころには、震えあがり、時には涙を流しながら反省します。非行を続けることに危機感を感じるわけです。このプログラムは、



パネルディスカッションの様子①

簡単にできて、一見とても効果があるように思えるので、全米に普及し、各地で実験が行われました。しかし、実際にこれを実験してみると、実は、プログラムを受けることで再犯率が上がってしまったのです。

反省し、非行の問題点を理解したはずの少年たちの再犯率がなぜ悪化してしまったのか。このプログラムは、単に少年たちの不安を喚起しているだけで、立ち直るための選択肢がどこにも用意されていません。このままいくと、あなたはこんな未来が待っているよ。怖いよね。それで終わりなんです。それでは意味がありません。非行から立ち直るための具体的な選択肢がないので、解消されない不安を抱えた少年たちは、その不安を心の隅に押し隠して、なかったことにしてしまうのです。これは、縁をほったらかしにして、因だけに働きかける典型的な失敗例です。

さて、世間の多くの方々は犯罪や非行が増えているというふうを考えているようです。内閣府が昨年実施した世論調査では、約8割以上の人が、非行が増えていると回答しています。

ところが、実際に非行は減少し続けているわけです。このスライドは年齢別の非行率を世代ごとに見た非行・年齢曲線というもので、少し見にくいかもしれませんが、赤い折れ線グラフが一番最近の世代で、1994年生まれです。青いのが1971年生まれです。この二つのグラフを比較すると明らかに非行の発生率自体が下がっています。人口1,000人あたりの検挙人員で見えていますので、非行率が世代ごとに低下しているのが分かると思います。

このスライドは殺人についての年齢曲線を見たものです。殺人を年齢別に見ると、20歳代、30歳代の山が完全に消失してしまっています。つまり、年齢による殺人の発生率にほとんど差がなくなってきたのです。最近の若者はある意味、どんどん非暴力的になっているということです。

最近問題になることの多い薬物においても同様です。まったく問題がないとまでは言いませんが、男子少年院には、覚せい剤少年はほとんどいなくなりましたし、女子少年院でも、覚せい剤事犯少年は減っています。このスライドは女子少年院に入ってくる女子少年の数をみたものですが、確実に減っています。

では、非行少年が減っているから、今の子どもたちに問題はないのかと言うと、必ずしもそうではないと思うんです。このスライドは、『子ども・若者白書』から抽出してきたものですが、引きこもりの数が年々深刻な問題になっています。

実は、1ヵ月前にヨーロッパ犯罪学会に参加した際に、ヨーロッパ各国で少年非行が減少していることが話題となりました。その理由を議論した際に出てきた答えの一つがおそらくスマホやSNSが何かしら影響し、少年たちのライフスタイルが変化したのではないかという話になりました。

非行少年というのは、家にも、学校にも、どこにも居場所がなくなって、さみしさを紛らすために不良集団に入っていくって、居場所を見いだして、その中で悪いことを学習するというのが一般的なパターンですが、最近ではスマホやSNSがどんどん発達していく中で、不良グループではなく、スマホの中に居場所を見つけるようになって、非行というアクティング・アウトをす



パネルディスカッションの様子②

る必要がなくなってきたのかもしれない。

社会学で行われたアンケート調査によると、どんなに貧困になってもスマホだけは持っているという結果があります。生活保護の家庭でもスマホは持っている。スマホがあればさみしさを感じなくて済む。自分は友達がたくさん

さんいる、居場所があるという仮想現実の中に浸ることで非行が防止されているのかもしれない。

今日の話の中では、SNSを通してJKビジネスにつながるとか、そういった問題を抱えている子どもたちが増えているという問題もあるのだと思うので、そういうことも含めて、表に見える非行という形での問題行動は減ったんだけど、本当の意味での、子どもたちが抱える問題の本質がかえって見えにくくなった可能性もあるのかもしれない。

今日の橘さんの話にもありましたが、日本は人に相談しにくい国なので、少女たちの抱える問題が表に出てこなくなっただけなのではないか。我々がそれに気付いていないだけなのではないかということも含めてこのパネルディスカッションでは考えていきたいと思います。

ということで、これから先は、それぞれの現場でいろいろな活動をされている方々に、JKビジネスの実情、少年院の実情、シェルターの実情、更生保護女性会の活動、そういったものを通して非行少女の姿に迫ってきたいと思います。

それでは、森口先生、よろしくお願いします。

活動報告①「JKビジネスについて」

大阪府立高校養護教諭 森口 由美子

こんにちは。大阪の高校で養護教諭をしています森口由美子と申します。今日はよろしくお願いします。

私は学校の現場から、今の生徒たちの現状をお伝えできればと思います。今日は参加させていただきました。勤務場所は学校の保健室で、仕事の内容は生徒の健康診断、それから、学校内で起こるけがや体調不良の生徒の対応、悩み相談などです。

例えば、生徒たちはしんどい、頭が痛いと言って保健室に来ます。検温しながら問診で、「昨日何時に寝たの」「放課後は何して過ごしていたの」「家に帰ったのは何時ごろ」などと聞いていくと、睡眠時間が短いことが分かってきます。「何で睡眠時間が短かったんだろう」とまた聞いていくと、生徒の中には携帯代やお小遣い、学費を稼ぐために夜遅くまでバイトをしていたということが分かります。

また、「仲間外れが怖くて、LINEがやめられず、寝るのが遅くなった。」というのも分かってきます。男女関係の悩みもあり、「彼氏に別れたい」と言ったら、以前送った下着の写真をネット上に流すと言われて、どうしていいか分からず、一人で悩み寝られなかったかという話も聞きます。

逆に彼女に別れ話を切り出したら、自殺をほめかされて、別れたいのに別れられず、憔悴しきって保健室を訪れる男子生徒もいます。

先日、何となく体がだるいと言って来室した女子生徒です。聞いていくと生理が遅れていて、妊娠かもしれないと不安になって保健室に来たと言います。いやいや、私はそれだけではなくて、性感染症も心配なんですかと思うのです。保健室にいますと、まだまだいろいろなエピソードがあるんですけど、エピソードはこれぐらいにして、私の発表に移らせていただきます。

私の発表は「JKビジネスについて」です。先日“スマートフォンに潜む危険を考えるシンポジウム”というのに、生徒と一緒に参加してきました。これはスマートフォン、デートDV、JKビジネスに関心のある高校生、大学生が集まり、アンケートの調査結果を分析し、意見交換を行い、発表したものです。

今日は、その中から今話題となっているJKビジネスについてお話しさせていただきます。JKビジネスとは、女子高生の性を売り物にする営業のことを言います。問題点は、表向きは健全な営業を装いながら、性的なサービスを提供する店舗が存在することです。

リフレ、散歩、喫茶、見学クラブ、ガールズ居酒屋、撮影、コミュニケーションルーム、ガールズバー、これらが主なJKビジネスの営業形態で、大阪府警少年課のホームページから転用させていただきました。冊子資料にも掲載してあります。このように分類していますが、中身は微妙にリンクしていると思います。

と言いますのは、夏休み明けにしんどいと言って、保健室に来た女子生徒に問診をしていくと、バイトで疲れてしんどいと言います。バイトの内容を聞いていくと、そのバイトがメイドカフェでした。保健室は寝不足という理由だけで休ませるわけにはいきませんので、この際だから詳しく聞こう

と思い、聞いてみました。

生徒が言うには時給は1,000円ぐらいですが、バック、おそらくバックマージンのことだと思うのですが、それが結構お金になるそうです。例えば、客の言う恰好で写真を撮れば1枚300円、歌を歌えば1曲100円、お酒を1本開けると1,000円、このときはシャンパンを開けたと言っていました。もつと開きたかったんですけども、教えてもらえませんでした。

バイトをする日によって稼ぐ金額は違うようですが、結構なお金になるようです。「また、バイトに行くの?」と聞いたら、そこはブラックな店のため摘発され、お店が潰れたと言っていました。次はどうするのと聞くと、次はコールセンターでバイトをすると言っていました。

他の女子生徒の話です。この子もしんどくて保健室に来室した生徒です。「先生、寝かして」と保健室に来ました。問診をしていくと、この子もメイドカフェでバイトをしていました。バイトの友だちとLINEをして、寝たのが午前3時、眠い。だから、寝かしてと保健室に来たのです。

ホテルのように保健室のベッドを使えない理由を話し、メイドカフェでどのくらいもらっているのか聞いてみました。この生徒は夏休みに20万円稼いだと言っていました。

「バイト代は何に使うの?」と聞いてみると、服や化粧品、小物など、自分の欲しいものを買って、貯金とかはしていませんと言っていました。「そこでまた働くの?」と聞いてみると、「そこはブラックだからもう辞めた」と。「違うメイドカフェで働く。もう面接に行っただけ」と言っていました。

「何でメイドカフェなの?」と聞くと、メイドの服が好きというこだわりがあり、彼女はメイドカフェ以外考えられないそうです。「親は知っているのか?」などもつと開きたかったのですが、高校の場合、時間内に授業に戻さないと、授業欠席になり、単位不認定になってしまうので、これ以上は開けませんでした。

次はJKビジネスについての高校生の意識調査の結果です。今年度大阪府では大阪府青少年地域安全青少年課と連携して高校生を対象にJKビジネスの意識調査をしました。以後は大阪府青少年・地域安全室のホームページから転用した内容です。調査対象は大阪府立、私立の高等学校で、協力意向のあった学校に紙面による調査を実施しました。本校も協力校でした。回答の内訳はご覧のとおりです。

意識調査の結果です。「あなたは『JKビジネス』という言葉を知っていますか?」の質問に、「聞いたことがない(初めて聞いた)」という生徒が1,654人、54.7%で、半数以上の生徒が「JKビジネスを知らない」と答えています。

「あなたは『JKビジネス』についてどこで聞きましたか?」の質問です。これは複数回答になっています。「テレビや新聞」が792人、「インターネット」が450人、「SNS (twitter, LINEなど)」が251人、合計すると1,493人で、全体の81%になります。このことから生徒たちはテレビやインターネット、SNSなどのマスコミから情報を得ているということが分かります。

「15～18歳で『JKビジネス』で働いている子を見たり聞いたりしたこと

がありますか?」の質問では「一度はある」「何度もある」が15.8%でした。この結果を見て、シンポジウムに参加している子どもたちは、「実際はもっと多いと思う」と言っていました。理由は先ほどのメイドカフェもそうですが、自分の仕事がJKビジネスだと知らない、または言いたくない人が多いからではないかというふうに分析していました。

「15～18歳で『JKビジネス』で働く子は、これから増えると思いますか?」の質問では、「増えると思う」と答えた高校生は31.1%います。3割近くの子どもたちが、これから増えていくと思っているようです。

「あなたは『JKビジネス』で働いてみたいかと誘われたらどうしますか?」の質問では、「条件がよければ、働くかもしれない」「条件がよければ、働く」「既に働いている、もしくは働いていたことがある」が全体の8.7%でした。「悩むが、たぶんことわる」を入れると、約16%の子どもたちが働くかもしれないと思っていることが分かりました。

では、働くきっかけですが、自分のお小遣いが1番ですが、次いで生活費や学費のためでした。つまり、お金のための2,400人いて、全体の43%を占めていました。シンポジウムに参加した子どもたちはこの結果を見て、「お金のためでなければきっと寂しい子がやっていると」と分析していました。

「『JKビジネス』で働くことについてどう思うか?」の質問です。これも複数回答です。「危険だ」「親や家族を悲しませるかもしれない」と思っている子が多いです。注目したいのは、「お金のためだからしかたがない」「働いている子も客も納得しているのだから問題ない」「みんなやっているとだから問題ない」という肯定的な意見が1,027人、全体の25%いたことです。

シンポジウムに参加した子どもたちが、「『JKビジネス』が危険だと思わ

ない人が多いのはなぜだと思うか」について意見交換をしました。生徒たちは「使い終わったものは、どうせ使わないし、散歩や添い寝ぐらいなら減らないし、短時間でお金になるんだったら、少し我慢すればいいから大丈夫と思っている」と言っていました。また「JKというのは、3年間のみに許されたブランドだから、効率のよいバイトとしてやってもいいと思っているのかもしれない」と分析していました。

子どもたちがJKビジネスを効率のよい気軽なバイトで、性犯罪被害につながる危険なものと思っていないのは、体に触れない。性的な強要がない。だから、大丈夫という安心感から危険ではないと思っているのではないのでしょうか。しかし、性犯罪の加害者は次から、次へとエスカレートし、被害者のハードルはだんだんと下がり、危険な道へと進むということを、子どもたちは知りません。

シンポジウムに参加した子どもたちは、JKビジネスに走るのには、「お金が必要」「寂しい」「居場所がない」という、この三つが理由ではないかと言っていました。

学校現場でできること。これは私の私見ですが、子どもたちにJKビジネスとは何かを知らせる。JKビジネスとは危険が伴うということを教える。寂しさやお金の使い方について一緒に考えることが、被害者にも、加害者にもならないために必要ではないかと思いました。そして、一人一人の大人が自分の立場で何ができるかを考え、行動していくことが大切だと思いました。

以上です。ご静聴ありがとうございました。

活動報告②「非行のあった少女の立ち直り支援について ～少年院の現場から考える～」

法務省和泉学園長 森 伸子

皆さん、こんにちは。和泉学園長の森と言います。今日はよろしくお願ひします。和泉学園は男子の少年院ですが、これまで女子の少年院の勤務経験も相当数ありますので、今日は女子について話をさせていただければと思います。よろしくお願ひします。

非行少年に対する手続きの概要について簡単に言いますと、地域社会で非行をした少年は、児童相談所や警察、検察等を経て、家庭裁判所で審判を受けます。審判を受けるために必要な場合は少年鑑別所に入所します。審判で少年院送致決定になったら少年院に入院してくるという流れになります。

平成28年の1年間で、家庭裁判所で事件処理をされた女子少年、これは3,071人です。少年鑑別所に入所した女子少年は659人、少年院入院は194人となっています。家庭裁判所を100としますと、少年鑑別所が21.5、少年院は6.3となります。

少年院まで来る少年、という言い方が適当かどうか分かりませんが、極めて少ないわけであり、非行が進んでいるということに、恐らくなるんだと思います。一方で、より多くの困難を抱えている、そういう子どもたちであるということも言えるかと思ひます。

この極めて少ない子どもたちの話から、何か今日のテーマについて手掛かりが得られればということで、発表させていただきたいと思ひます。

まず、家庭裁判所で審判のために必要がある場合に入る少年鑑別所、この役割について説明させていただきたいと思ひます。少年鑑別所は非行等のある少年のアセスメントを行う機関で、全国に52カ所、各都道府県庁所在地などにあります。ですから、地域密着型の非行・犯罪の専門機関ということになります。

役割は次の三つになります。まず、「鑑別」です。これは収容された少年の非行の要因を心理学や社会学、教育学、医学といった人間科学等の知見に基づいて分析をし、立ち直りに向けた処遇指針を立てて、家庭裁判所に鑑別結果通知書を提出するものです。

次に、「観護処遇」です。家庭裁判所の審判を迎える準備をさせる、静かな落ち着いた環境の中で心情の安定等を図っていきます。収容するとは、10代の子どもの生活丸ごとがあるわけですので、健全な育成への配慮も必要であり、学習やあるいは外部の方に講話をしていただく機会

を設けたりしています。必要に応じて、相談、助言等も行います。

また、施設によっては、地元の方の協力を得て、地元の文化の説明とか、あるいは季節の行事、七夕などの行事を行っているところもあります。

先ほど申し上げましたように、少年鑑別所から審判を経て、社会に戻っていく子どももいますので、3週間から4週間という短い期間ではありますが、その期間に健全な育成へ配慮し「観護処遇」を丁寧に行っています。

三つ目が「地域援助」、この場合は「法務少年支援センター」という別の名称で活動しています。

これまでに培ってきた非行・犯罪に関する専門知識や技能、そして、地域ベースで築いてきた関係諸機関とのネットワークによって、地域社会の非行、犯罪の予防、あるいは青少年の健全育成、そういったことの援助をする。そういう役割を持っています。この三つ目の「地域援助」は新しい法律である少年鑑別所法のもとで明確に打ち出されたものです。今非常に各施設が工夫して行っておりますので、ぜひ知っていただければと思います。

そして、少年院ですが、家庭裁判所の決定により送致された少年を収容して、一人一人の特性に応じた矯正教育を行っています。さらに円滑な社会復帰をしっかりと支援する。そういった施設になります。全国に52あります。基本的には地域ブロックごとに女子少年院があります。近畿地方であれば、交野女子学院、医療措置が必要な子どもは京都医療少年院の女子寮の方に行くわけですが。中には、貴船原少女苑や、丸亀少女の家という隣接管区のところに行く場合もあります。

少年院の処遇についてですが、収容して矯正教育を行います。収容して矯正教育を行うということは、丸ごとの生活がそこにあり、その生活を通してさまざまな働き掛けを行っていくということです。特徴としては次の3点が挙げられるかと思ひます。

まず、「安全・安心な環境」ということです。人権が尊重されていること。スケジュールに基づく規則正しい生活を送ることができること。明確なルールのもとで、公平性あるいは規律が保たれた環境を維持するように心掛けています。

次に「職員との関係」です。個別担任制による、きめ細かな心情の把握と指導を基本としています。ただ、それですと、一人の力でしか処

遇ができないことになりまし、交代制勤務なので、当直非番、指定休などない日もありますので、基本的に個別担任制を敷きつつも、所属寮の寮担任がチームで指導するということをしております。

また、教官だけではなくて、心理技官や、社会福祉士が配置されており、それぞれの専門性を生かして、どの職員も一人一人の事情をよく理解し、時機を逃さない指導に努めています。

次に「仲間との集団生活」です。基本的に少年院は寮単位での集団生活になります。常に職員が目配りをして、必要なアドバイスを行っています。また、少年同士の集団相互作用を活用した働き掛けとしまして、例えば寮の問題をみんなで話し合う集会活動や、分担して作業をする役割活動などを行っています。そうした人との関わりの中で、これまで不足していた対人関係の在り方や協調性、自己抑制力を育もうとしているものです。

少年院は基本的に小規模な施設が多く、特に女子の施設は、あまり人数は多くなく、小規模で、高密度の処遇を展開しているということが言えるかと思えます。

矯正教育の内容には、生活指導や職業指導、教科指導、体育指導、特別活動指導の五つの種類があります。中核になるのは生活指導ということになります。各施設はカリキュラムを持ってまして、それに従い日々の日課を組んで計画的に教育活動を行っています。

ここからは本題ですが、少年院に入院する少女の特性を整理してみました。いずれも男子に比べてどうかという観点から見ています。

1点目は要保護性が特に高いのではないかと考えております。低年齢で入ってくる少年、あるいは事件としては覚醒剤ももちろん多いですが、ぐ犯が男子よりずっと多い。それから、それまで保護処分歴がなく少年院送致になった人も男子よりも多い。そういったところから早い段階で問題行動が出現している、もしくは深刻化しているという可能性があると思えます。

薬物使用歴ですとか、暴力団との関係、これも実は男子の少年よりも多いです。高校中退の子も多いです。それから、無職の状態に入ってくる子も多い。そういう不安定な生活状態にある人が多くなっております。こうしたことから、低い年齢で収容処分というのが選択されている。要保護性が高いのだらうと思っております。

2点目ですが、家族関係の影響を受けている人が多いと思われま。保護者では実父母の割合が低く、実母の割合が高くなっています。これは決して実母だけの一人親家庭は指導力がないとか、そういうことではなくて、やはり、子どもを育てるといことが、一人親家庭の場合非常に負担が大きいのかもしれません。ダブルワーク、トリプルワークの中で、子どもを育てていく時間も足りないのかもしれませんし、支援の不足ということにもなるかと思えます。

それから、非行時に家族と同居している人の割合が低く、家出、浮浪状態であったり、不良者のところにいたりということになります。それから、入院時の引受人が家族以外のもとに帰住する割合が、これも男子よりも高いということになります。また、被虐待体験を持つ人の割合が男子よりも高いです。「犯罪白書」にもデータはありますが、なかなか本当の数字というのは分かりにくいところがありまして、私どもが千葉大学の先生と協力して調べたときには、7割以上に被虐待体験があるという数字が出ております。

最後、3点目は心身に問題や課題を抱えている人が多いのではないかということがあります。これは精神診断のある人、あるいは知能指数の分布から見て知的理解に課題を持つ人が多い。医療措置課程に指定される人の割合がそれぞれ高いということから、こういったことがうかがえます。

こういった特性を有する女子少年が持っている解決すべき課題ということを整理すると、一つ目としては家庭の問題から起因すると思われる、見捨てられ不安ですとか、自己イメージが低いということ、他者への信頼感も乏しい、そういったことから、安定した対人関係を構築することが難しいという人が多いです。そのため、先に説明したとおり、職員、あるいは少年との人間関係の中で、さまざまな、よい体験、これは失敗をしたとしても、それを乗り越える体験も含めてですが、よい体験を通して、自尊感情の向上、あるいは自他への信頼感を回復させることが大事だと思います。

二つ目としましては、被虐待体験を含む、被害体験が心身に影響を及



パネルディスカッションの様子③

ぼして、感情や衝動の調整が困難になっている人が多い。そのため可能であれば被害体験をよく整理すること、メンタル面のケア、自己統制力を高める訓練が必要になってきます。

三つ目は、複雑な家族関係について、仮に家族再統合を目指すのであれば、じっくり時間をかけて調整する必要がありますし、自立を目指すのであれば、家族以外の帰住先の調整が必要になります。そういった帰住先の確保や、就労支援、将来を見据えて可能な限り高校に行かせるような修学支援等を行って、力を付けていくことも必要だと思います。

なお、各地の女子少年院では、女性の特性に配慮したプログラムを作成し試行しているところです。具体的にはアサーション・トレーニング、マインドフルネス等を各少年院で行っています。さらに、特に自分を害する程度の深刻な問題行動に対応するため、摂食障害、自傷、性問題行動へのプログラムも行ってあります。

最後、社会復帰への支援ですけれども、帰住先の調整、「居場所の確保」という意味では、保護者の方に働き掛けて、家庭に居場所を作ることが必要なんです。保護者の方にも、いろいろな葛藤ですとか、対立とか、心的な負担を持っておられる方も多くて、観望意欲を失っている方も多いものですから、保護者自身への心理的な支援も必要になっています。

それから、帰住地をどのように確保していくかということも課題になります。福祉や医療の支援が必要な場合もあり、社会福祉士等の力を借りながら、支援先を探しているところです。

「出番の確保」というところでは、就労支援については、キャリアカウンセリングや就労講話、職場見学などを、修学支援については、復学調整、進路指導、高校受験等在籍中学校と連携した指導、修学支援デスクの活用などの支援を行っています。特に就労支援については仕事そのものを知ることに加えて、出院するまでに仕事を確保しておくことが大事であると思えます。そのため、職親プロジェクトのような、民間の団体にもお力をお借りしながら行っているものもあります。

以上のことから、立ち直りの支援に必要なこととして3点考えました。社会復帰後の支援体制、これについては保護者への支援も含めて、居場所、出番をしっかりと確保していく。それから、在院中からの切れ目ない支援としまして、専門家はしっかりとネットワークを組んで、網目を小さくしておくことが必要かと思えます。その専門家の中に、さまざまなセルフヘルプグループつまり、自助グループ、当事者団体、この人たちの力が本当に必要と思っています。また支援者が倒れないように、支援者を支援することも大切です。少年院はチームで指導しています。やはりチームで支え合いながらやらないと、重い課題を持っている子どもたちを処遇するためにはエネルギーがいりますので、これは非常に大事です。そういったことが地域社会での支援においてもできればいいと思えます。

最後に、現在パブリックコメントで再犯防止推進計画がかけられていますが、昨年12月に施行された「再犯防止推進法（再犯の防止等の推進に関する法律）」、これについては非常に期待しているところです。

私からは以上です。ありがとうございました。

皆さん、こんにちは。子どもセンターののさん理事長の安保と申します。少し風邪を引いてしましまして、迫力のある声で申し訳ございません。今日は京都の小さな、女の子のシェルターの話を見せていただく機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

私は弁護士をしております、弁護士になったときに子どもがおりましたもので、子どもの問題に取り組んでおります。その中で私たちには法的支援はできるんですけども、その法的支援をするためには、子どもが安全な場所にいてもらわないとできないんですね。子どもがあちこちに行ったり、そこで危険だとできないので、そういうときに、帰るところのない子どもと出会ってしまうとできないことがとても多かったです。今までそれがとても残念でした。

例えば、虐待で家を出たいと言って、誰かにつながって、でも、18歳未満でも、児童相談所の一時保護所に入ろうと言うと、嫌がる子がいます。やはり、発達障害とか、いろいろな被害に遭った子どもとかは、児童相談所の一時保護所と言うと、集団処遇になるので、どうしても入れないという子どももいます。一時保護所の前まで行ったけれども、そこで凍りついてしまって、入れなかったという子もいました。一方、高校3年生でも18歳を超えてしまうと、もう一時保護所に入れないう。

それから、児童相談所につながって施設に入ったけれども、なかなか施設の生活がうまくいかない。それから、施設を出たけれども、なかなかうまく自立ができなくて、でも、親がないので帰る場がない子どもたちもいます。

それから、虐待でいろいろな問題行動を起こして、ついに家庭裁判所に送致されたけれど、その子に支援があれば社会内で、例えば、試験観察とか、保護観察で大丈夫なだけけれども、引き取る場所がない。

それから、少年院に入ったけれども、少年院から帰る家がないという子どもたちに出会ってきました。要は児童福祉とか、少年司法の制度からこぼれ落ちた子どもたちで、その子どもたちのニーズに合った施設が欲しい、安全な場所が欲しいというふうに思っていました。

そういうところに2002年に、東京の弁護士たちが『もがれた翼』という劇団をやっております、そこでカリヨン子どもセンターという架空のシェルターの話を上演しました。それを見た人が、これはとてもいい大切な施設だから作ろうということで、2004年に東京で初めてカリヨン子どもセンターというのができて、シェルターができました。

でも、それは東京のように資金もたくさんあって、人もいっぱいいて、専門家もいるようなところしかできないんだろと思っていましたが、全国の弁護士がそれぞれのところで頑張って、愛知、神奈川、岡山、広島というふうにできてきました。

しかし、最初は制度からこぼれ落ちたシェルターですので、全然公的資金の支援がなかったんです。そうすると、シェルターを運営しながらお金も集めてと言うと、子どもの支援に全力を注げない。それで私たちの団体である日本弁護士連合会(日弁連)というところで、厚生労働省に意見書を書きまして、自立援助ホームの一類型として、一定公費が出るようになりました。

そうした中、私たち、京都のシェルターが2012年にできています。全国で7番目、関西では初めてです。現在までに15の子どもシェルターができています。関西ではその後、和歌山、大阪、兵庫にもできています。

居場所のない子どもたちは全国にいるわけです。例えば、大阪にいる子が京都のシェルターに入るの、やはり入りにくいんですね。私たちは全国に子どものシェルターが必要だと思っています。

シェルターの法的位置付けとしては、自立援助ホームの一類型ということになっています。自立援助ホームというのは、何らかの理由で家庭にいらなくなつて、働かざるを得なかったり、学校に行っている子どもについて、15歳から20歳までの青少年たちに暮らしを与える場です。

ですので、割と長い、半年から1年、長く住むところを想定している自立援助ホームに、シェルターというものをに入れていただいたんですが、シェルターというのは突然子どもが入ってきます。何も子どものアセスメントがされていません。対応が難しい子どもがたくさん来ます。緊急対応が特徴です。それから、私たちは次の居場所を探さなければいけないので、

短期の滞在期間で集中的に支援をします。

それと子どもを引き受けるので、場合によっては親から見たら、誘拐とか、監禁と言われる恐れがありますので、弁護士が関わる必要があります。ですので、全国のほとんどのシェルターは弁護士が理事長をしています。

自立援助ホームは、昼間は外に出ていって、働いたり、学校へ行くことを前提にしています。シェルターは24時間子どもたちがいます。ということはとても人手がいります。それから、子どもたちは就労していません。

自立援助ホームは利用料を払う前提なんですけど、私たちは子どもから利用料をもらいません。そういう困難があります。子どものシェルターは、私たちは子どもの緊急社会的養護だというふうに考えています。

子どもにはできるだけ子ども担当弁護士というのを付けておまして、その費用は日弁連の援助から来ています。皆さん、弁護士だと、金もくばかりしているかと思ってるかもしれませんが、これは全国の弁護士から特別会費を払ってもらって、これで子どもたちのために基金を作っています。

子どもセンターののさんですが、本当に小さいNPO法人です。だいたい1年間に2,000万円以上のお金が入ります。24時間、365日開いて、常時、職員がいます。公的に入のお金は1,500万円くらいです。ですので、いろいろな人に支えてもらって、やっとなでている私たちの子どものシェルターです。

では、子どものシェルターはどんなことをやっているかと言うと、私たちのシェルターは、はるの家と言います。京都では相手を尊重して、「何何しはる」と言います。子どもたちが来はったという意味と春に開設したということで、はるの家と言っています。

親が追い掛けてきたり、悪いところに勤めていたりしたら、そこからの人が追い掛けたりしてくるので、場所は非公開としています。だいたい15歳から20歳まで。だいたい京都市か京都府の子どもが多いです。

定員は6名で、今のところ、職員はシェルター長と、常勤が4名と、非常勤が1名、夜間に泊まり込む人が5、6人、昼間のボランティアの人が十数名でやっています。難しい子どもが来るので、研修をしてからボランティアをしてもらっています。

では、どう受け入れているかなんですけど、私たちの欠点は、橘さんのようにアウトリーチができません。子どもとか、いろいろな関係機関から相談を受けて、子どもと面接をします。

普通の民家ですので、子どもが自分でそこにいると言わなければ、いつでも出ていける場所です。ですので、子どもの意思を確認して、子どもから事情を聞いて私たちのところに来てもらっています。

入所の枠組みとしては、18歳未満の子どもは児童相談所から一時保護してもらいます。一時保護のいいところは、医療券が付いてきます。子どもたちはいろいろな体調不良を抱えていますので、医療券があるというのはとてもありがたいです。それから、18歳から20歳までの子どもについては、自立援助ホームの利用を決定してもらいます。

少年司法の枠組みとしては家庭裁判所から試験観察を受けて、補導委託先になったり、少年院から仮退院してきた子どもたちは、保護観察の自立準備ホームとして受けていますが、子どもの事情によってはこういう制度を利用できない子どもたちがいます。そのときは子どもたちと契約を結んでいます。この場合は、何の費用も出さず、私たちは受け入れています。

では、はるの家はどんな暮らしをしているかと言うことですが、家庭的で安全な暮らしというのが基本です。生活支援を行う。子どもたちと一緒に暮らす。生活の力というのは、とても大きいです。そこで子どもたちが自分たちで選択できるように、主体的な生活をしてもらうように工夫しています。

その家庭的な生活体験の中で、普通の生活で、普通の大人と関係を持つ。関わりを持つということが子どもたちにとって、新たな体験となっています。私たちのシェルターは、いろいろな専門的なケアはできません。でも、そういう日常生活が癒やす力というのはとても大きいと思います。おいしいご飯を食べて、暖かい布団に寝て、それで面白い漫画があつて、

楽しい会話がある。

子どもたちが一番好きな人は料理の上手な人です。私たちのシェルターにその人が来ると、子どもたちは集まってきました。はるの家の子どもたちは、5年間で100名の子どもたちが来ました。一番多いのは、15歳で義務教育終了後の子どもたちです。

子どもたちがいる日数は、今まででいたい平均29日ぐらいです。でも、短い子は2日で退所していますし、長い子は10カ月です。シェルターですので、いろいろな子どもたちが来ているということです。

それまで児童相談所の一時保護の経験があったり、児童養護施設に入っていたり、少年院から仮退院した子どもたちもいます。そういう施設と関わりのある子どもたちもいましたが、高校生になるまで、ひどい虐待を受けたのに、児童相談所も一切関わりなく、私たちのところに逃げてくる。そういう子どもたちもいます。これほど虐待が皆さんの関心事になっても、やはり、知られていない子どもというのはたくさんいます。

家庭環境は一人親家庭が一番多いです。保護者のいない子どももいます。保護者がいなくて、聞くと、親御さんが自殺をしたり、そういう不幸な亡くなり方をした子どもたちです。入所理由はほとんど虐待です。例えば、少年院の仮退院の子どもも、実際に聞いてみると、ベースには虐待があったかなというふうに思っています。

はるの家の子どものたちは、いろいろな問題を抱えています。今まで妊娠してきた子どももいます。妊娠している女の子が行くところは本当にないんですね。それは問題だと思っています。

それから、性感染症にかかっている子どもも多かったです。それから、自傷、大量服薬などです。子どもが入ってきたとき、危ない子がいるときは刃物を全部隠します。それから、精神疾患ですでにいろいろな精神薬を飲んでいる子どももいます。摂食障害で25キロの子どもが来たこともあります。被虐待児で精神的なアンバランス等を抱えている子どもも多いです。

では、退所先はどうかと言うと、児童相談所の一時保護所の方がいいときは一時保護所に行ってもらいます。それから、私たちのところから少年鑑別所に行った子どももいます。親族の家に帰ったり、自宅に帰れる子もいますが、なかなかそういう子どもたちは少ないです。

特に義務教育が終わって、学校等の所属のない子どもたちは、児童養護施設とかに、なかなか入りにくい状況にあります。やむを得ず独り暮らしをしてもらう子どもたちもいますが、独り暮らしをすると、その後の支援がやはり、いろいろと問題になってきます。

いろいろ子どもたちのことをお話したいんですが、時間がないので、飛ばさせていただきます。最後に子どもシェルターの支援の課題をお話させていただきますと思います。

子どもが相談しやすいアクセスが一番大切だと思っています。それと、こういう民間団体は本当に資金的に大変です。民間団体がきちんと経済的基盤を確保することがとても大切だということ、子どもたちが来たときのきちんとした支援を充実するというのが大切だと思っています。その中で生活支援というのはとても難しいです。でも、それがとても大切だというふうに、私たちは思っています。

それから、シェルターですので、子どもの出先の確保が必要です。特に独り暮らしができない子どもたちが多く、一定の支援があって安全な生活場所というのが必要だと思っています。特に就労もできず、就学もできず、医療が必要な、そういう療養型のホームというのが必要なのではないかと、このごろ思っています。

それから、出た後ですが、子どもたちの回復には長い時間がかかります。その長い時間、そのプロセスに誰が支援をしていくかということが大きな問題だと思っています。次の、例えば、児童養護施設とかに繋ぐことができる子どもは、そこで支援を受けますけれども、自立をせざるを得ない子どもたちをどう支援するかというのが私たちの課題であります。

私たちのところはシェルターなんですけれども、もう自立して出たんですが、帰っていくところがない子たちが、時々お盆休みとか、お正月には帰ってきます。

最後に少女を中心にした支援は、どんな支援が必要かといえば、いろいろなチャンネルの相談ができる場所が必要かなと思っています。

それから、その次に緊急の支援をする必要があると、その支援にどう繋げるか。そこには必ず安全な大人がいるということが必要だと思えます。それから、その後の回復のプロセスがすごく長くなるので、それについて安定した生活ができるまで、どれだけ切れ目のない支援ができるかなというところがあるかと思えます。

最終的には、予防が一番大切で、やはり、早い時期に子どもたちがしんどい状況になる前、なっただすぐらいから支援できるのが一番必要と思えます。そのためには、社会の皆さまの理解が必要かと思えます。

どうもありがとうございました。

活動報告④「京都府更生保護女性連盟の活動」

京都府更生保護女性連盟会長 齋藤 常子

京都府更生保護女性連盟の会長をしております齋藤常子と申します。よろしくお願ひします。今まで3人のパネリストの方が、ご自分が行っている普通の活動についてしっかりとご報告されましたけれども、私どもの更生保護女性会というのは、こういう制度の狭間にいる若い子たちの支援ということまで、今まで目が届いておりませんでした。若草プロジェクトの方に繋がって、初めてそれを知ったという状況ですので、活動としてはまだまだというところがあるかと思ひますが、お聞きいただけたら幸いです。

それでは、私たちの活動についてお話しする前に、更生保護というのがどういうものかというところを少しお話ししていこうと思ひます。更生保護というのは、「人は変わる。」というのがとても大事な言葉です。犯罪や非行をした人が罪を償い、再出発しようとする立ち直りを導き、助け、再び犯罪や非行に陥ることを防ぐことに取り組んでいるのが更生保護ということなんです。

罪を犯した人、非行した少年たちが再出発しようとする努力と、それに加えて周りのもの、先ほど来のお話でよくお分りいただけたと思ひますけれども、立ち直りの支援があれば人は変わるということなんです。

日本語というのは素晴らしいですね。更生保護の更生を一つの文字に

しますと、「甦」という文字になります。まさにそのとおりということなんです。

そして、私たち更生保護女性会という活動ですけれども、これは平成9年に日本更生保護女性連盟の方で策定しました「更生保護女性会の綱領」ですが、素晴らしい言葉で、「一人一人が人として尊重され、心豊かに生きられる明るい社会をめざします」とか、「過ちに陥った人たちの更生のための支えになります」とか。

私たちは女性ですが、あまり女性に特化して言ってしまうと、またいけないかとも思ひますが、私たちの活動のキーワードとして、「縁の下の力持ち」とか、「おふくろの味」とか、最近では「おせっかいおばさん」とかいう言葉がありますが、「あたたかな人間愛をもって明るい社会づくりのために行動します」と、このような綱領を掲げて活動しております。

先ほど申しあげたとおりですが、ボランティアの団体で、これは全国組織の団体なんです。今日も東京からお越しいただいておりますが、千葉景子さんが日本更生保護女性連盟の会長をして、全国を東へ西へいただいております。地方としまして、この京都は近畿に属しておりますが、8団体、あとは都道府県別に50団体で連盟を構成しております。

そして、実際に動いていただいているのは、各地区の更生保護女性会ということで、全国に1,313団体ありまして、約18万人の会員がいろいろ

ろな活動をしてきております。京都府内に限りますと、府内を27地区に分けておりますが、会員数が5,500名ぐらいの会員で動いております。27地区の会長が理事となって、連盟の運営に力を尽くしております。

どのような活動をしているのかということですが、この後、少し写真とかも交えてご覧いただこうと思いますが、まず、私たちのこういう志を地域の方、皆さんに知っていただかなければいけないということで、ミニ集会を各会員が開催しています。

地域の方に知っていただきましょうねと、犯罪や非行のない明るい社会をつくるために皆さんのお力をいただいて、活動していきましょねということで、「ミニ集会」の開催というものに力を入れております。

あと、「社会参加活動・社会貢献活動」と資料には書いてありますが、これも非行した少年たち、犯罪をした大人の方たちの立ち直りのための法務省でやっている活動です。それも協力できる範囲で協力させていただいております。

一番メインになりますのが、「更生保護施設をサポート」ということが私たちの大きな活動の中心になっております。男性の施設では入っている方の、男性のお料理教室をやったり、あとは、おふくろの味ということで、お食事づくりに毎月行かせていただいたり、あと、生け花やお茶を教えるお手伝いをしたりとか、そういうようなことをやっております。

特にすぐ後で出てきますけれども、最近は更生保護施設の立ち直りのことで、やはり、居場所のない方がたくさんありますので、更生保護施設が居場所になってしまう。6カ月したら出ていかなければいけないんですけれども、帰るところがないのでいろいろなことで相談に来られる方が大勢います。そういう方たちのフォローアップ事業というものを計画して、実施しております。

それから、刑務所や少年院での協力、刑務所や少年院に行きまして、お誕生会をさせていただいたり、運動会で一緒に走ったり、玉入れをしたりというようなこともやらせていただいておりますし、一番最近の活動としては子育て支援活動というものが入っております。

私たちは更生保護というのは、川の流れるに例えますと、川から流れてきた方たちを川下の方で援助、支援していく活動というふうに、ずっと教えられてきましたけれども、それだけではいけないのではないかとということで、もうこの20年近くは子育て支援活動を各地区会で頑張っているという動きになっております。

でも、先ほど申しました若草プロジェクトにこれもどうして繋がってなかったのかということをお話しますと、子育て支援と言うと、若いお母さんたちが小さい乳幼児を育てるのに、核家族で困っている方のための支援というような意味合いの、子育て支援活動が主だったのではないかなと思っております。

更生保護に関する事業ということで、更生保護施設への支援として、夕食づくりに行ったり、クリスマス会を開催したり、餅つき大会とか、流しそうめんの大会、フォローアップ事業に協力したり、それからこれはずっと前からやっていますが、衣類を提供したり、激励金をお持ちしたりしています。

そして、犯罪予防活動も私たちの大きな活動ですが、社会を明るくする運動が67回になりましたが、皆さんご承知でない方が非常に多いんですね。67回になりましたが、あまり地域に浸透していないということで、頑張って地域の中で「ミニ集会」とかを通じて周知していただこうという努力もしております。

地域での活動というのが、子どもに特化した活動が、その乳幼児の年代の子どもたちから、少しずつこの小学校に入れていただいて、こちらはサバイバル料理教室ということで、子どもたちがどんな状況になっても火をおこして、お箸とかを自分でナイフを使って削ります。そして、ご飯を炊いて、粗食、目刺しとか、そんなものを残り火で焼いて食べるというのを、子どもはおいしいと言って、とても喜ぶんです。「お母さんにお土産で持って帰ってもいいですか」と言う子もいます。親子でクッキングというようなこともやっております。

それで私たちはこの若草プロジェクトにお声を掛けていただきまして、そういった取組を知らなかったな、もう少し知っていただかなければいけないなということで、「若草プロジェクト in KYOTO」を立ち上げまして、動くようになりました。

キックオフの研修会から参加させていただいておりますけれども、その中で先ほど若草プロジェクトの中でもありましたが、まず、「つなげる」と



活動報告する齋藤常子さん

いうことで、いろいろなプロジェクトチームを立ち上げようと思いました。

更生保護女性会の会員だけでは、ちょっと動きにくいかなという思いがありましたので、男性でも、女性でも若い方でも、お年寄りの方でも、こういうことに興味のある方はぜひお集まりくださいということで、プロジェクトチームを立ち上げて動くようになりました。「知る」ということで、いろいろな支援をされている方たちのお話も、研修として聞かせていただいております。

もう一つ、「伝える」というのがありましたが、「伝える」と同じような意味で、「広める」ということで私たちはやっております。それが今年の3月2日大谷大学に会場をお借りして、京都府の方から助成金をいただき、シンポジウムを開催できました。

現代社会が抱える貧困格差社会の拡大、孤独といった問題は社会的な困難な状況に置かれている若い女性において、より深刻な影響を及ぼしているということを知りましたので、非行のある少年を地域社会の中で支援しながら、改善更生を目指す保護観察において、何とか支援できたいいなと思っております。

また、いろいろなそういう貧困や障害を理由に就業の場とか、教育が受けられない若い人たちの現状をよく知り、社会問題として捉え、一人でも多くの理解者と、支援者を増やそうというのが、私どもの「若草プロジェクト in KYOTO」の目的でございます。

非行する少年たちは本人が悪いという認識をお持ちの方が多いです。更生保護女性会の会員の中でも、そういう認識の人が多いんですけれども、先ほど申しましたが、社会問題として捉えて、何とかこの日本の中で住みよい社会ができればいいかなということで活動しております。

失礼致しました。

質疑応答

○司会 どうもありがとうございます。

これまでのお話の中で、少女たちが抱える問題点として居場所や行き場所がないこと。家族からの虐待を受けていること。自尊感情が非常に低くなっていること。あるいは心身の問題をいろいろ抱えていること。それから何よりも、後で議論したいと思いますが、そういった問題が社会から見えにくくなっていることが分かってきたと思います。

また、必要な支援として、安全で信頼できる大人が存在すること。多様な専門家による、ある種のシームレスな支援が必要であること。あるいは予防的な介入が必要であること。予防するためにはまず気付くことが必要であることなどの問題点が出てきたと思います。

今挙げたことを、これからパネリストとの議論を通して、深めていきたいと思っております。その前に、若干私の方から虐待などについて補足の説明をさせていただきたいと思っております。

先ほど、少年院に入っている少年たちが、虐待経験を多く持っているということが話題に出てきましたけれども、このスライドは「犯罪白書」から取ってきたデータです。虐待を受けた少年たちの割合というのは、虐待の種類、定義、あるいはどういう方法で聞かかということによっても違ってきます。森さんからも話が出ましたけれども、少年院在院少年の虐待経験率を調査してみると、「犯罪白書」の数字よりももう少し大きい数字が出る場合もあります。

例えば、私が以前勤めた女子少年院で虐待調査をしたことがあるのですが、その際には4人に1人の少年が家族からの性的虐待を受けていて、身体的虐待も入れると、ほぼ8割の少年に虐待経験があるという結果が出ました。

また、法務総合研究所が行った虐待調査では、家族、もしくはそれ以外の人から虐待を受けていなかった少年たちというのは、わずか4%しかないという結果が出ていて、虐待を受けている少年たちは家族からだけではなくて、家族以外の人たちからも、いろいろな形の虐待を受けていることが多いという実態が明らかになってきました。

これは少し宣伝になるので申し訳ないのですが、皆さんのパンフレットの中に来週行われるシンポジウムのチラシを入れさせていただきました。これは龍谷大学が、昨年度、EU（欧州連合）と協力し行った女性に対する暴力被害調査に関するシンポジウムです。

この調査は、EU27カ国全てで実施された、女性を対象としたDV、ストーカー、セクハラといった、さまざまな暴力被害についての被害調査を日本で行ったものです。

一つ興味深かったのは、現在のパートナーからの暴力被害について、日本の被害率はヨーロッパと比べると若干低いのですが、非常に特徴的だったのが、その被害を警察に届ける割合がEUと比較すると非常に低いことです。一般的な暴力被害については、警察などに届ける割合はEUと変わらないんです。

家族、特にパートナーからの被害について、ほとんどの被害者は警察

に被害を届けていません。EUと比べると、そういった被害がなかなか表に出てこない現状があるということ、今回の調査が証明したのかなと思います。

このスライドは、子ども時代の児童虐待の経験について聞いたものですが、大人から暴力を受けたことがある人たちというのが14%で、EUの平均35%から比べると低くなっています。

しかし、14%の人が何らかの暴力を子ども時代に受けているというのは、かなり大きな数字だろうと思いますし、これを性的被害ということに限定していくと、ほぼEUと変わらない結果が出ています。10人に1人が、子ども時代に性的な暴行、被害を受けているということが明らかになりました。これは、かなり重要な発見だと思います。

私が愛光女子学園という女子少年院に勤務していた時に、入院してきた時と出院する時に同じ心理テストを実施して、少年院での処遇による少年たちの変化を調べたことがあります。

そのときに使ったのがTATテストと言う心理テストです。このTATというテストでは、1枚の絵を見せて、この前に何があって、現在どう思っていて、どうして、次にどうなっていくのかという物語を作ってもらいます。このスライドがTATテストの第1図版です。少年がバイオリンを前に悩んでいるような様子が描かれています。

健康な人たちは、この図版を見ると、だいたいの場合、明日バイオリンのコンテストがあって、うまく弾けるかどうか悩んでいる。悩みながらイメージトレーニングをして、自分がうまく弾いているところをイメージすることで、本番ではきっとうまくいくと思いますといったポジティブな物語を作ることがほとんどです。

この心理テストは、自分の表の自己イメージが少年に投影されて、自分が隠したいと思っている自己イメージがバイオリンに投影されると考えます。だから、バイオリンをどのように描くかが、ある種、少年たちの隠れた自画像だと考えることができます。

少年院に入ってきた子どもたちの最大の特徴は、バイオリンの音がでないことです。何らかの理由でバイオリンが壊れていて、どんなに弾いても音が出ないという物語を作る少年がほとんどです。これにはほとんど例外はありません。

先ほど少年院に入る少年たちの自尊感情が非常に低いという話が出ていましたけれども、虐待とか、そういうものが影響し、少年たちの自我は非常に傷ついていて、自尊感情が損なわれているというのがテストにも表れているのです。

ただし、出院時には、大半の少年、特に処遇がうまくいったなと思える少年は、音が出る物語を作って出ていきます。

出院時には、バイオリンがいろいろな形でよみがえっていくという物語を作るようになります。兄の遺志を継いで、弟がそのバイオリンを持って、バイオリニストとして成功したとか、いろいろなパターンの物語を作ります。いずれにしても、何らかの形で音が出るようになるということに、



パネルディスカッションの様子④

少年院の教育の成果が表れたのかなと思います。

ただ、問題なのは、この効果が社会に戻った後も持続するかどうかという事です。これも私の経験ですけれども、JKビジネスをはじめとして、援助交際をする少年と、しない少年、何が違うんだろうと思ったときに、やはり、親から虐待経験を受けて、愛情を十分に受けることのできなかった少年たちというのは援助交際なんかには手を出しやすいように思います。大切にされたことのある経験がある子でないと、自分を大切にすることができないということなのだと思います。

小学校、中学校時代には、親からすごく大切にされて、その後、いろいろな家庭内葛藤があって不良グループに入って、非行化していくような少年の場合には、ぎりぎりのところで踏みとどまる傾向があるので、そこに大きな差が出てくるのかなと思います。

これはホームレス支援の奥田知志さんが言うておられるのですが、中学生に襲撃されたホームレスがいて、そのホームレスと一緒に抗議のため中学校に校長先生を訪ねたときに、ホームレスのおじさんが、自分を襲撃した子どもたちに同情して、深夜1時、2時になっても自転車であらうららして、帰るところもない。居場所がない。誰からも心配してもらえない子どもたちの気持ち、被害者であるにもかかわらず、自分には分かると言ったのが、非常に印象に残っていたと奥田さんは語っておられました。

ホームレス襲撃事件のようなことが起きると、少年たちはどうなっているんだ。自分より弱いものをいじめて、どういう教育を受けてきたんだ。みたいな話になりがちですが、彼らが置かれた状況を理解していくことも非常に大切だと思います。

ということで、先ほど、パネリストの方にそれぞれの活動の紹介などをさせていただきましたが、ここから先は、言い足りなかったことについて補足説明をしていただきつつ、共通の課題というのがありますので、それについてご意見を伺えればと思います。

森口さんには今回JKビジネスの意識調査の紹介をしていただきました。実際に養護教諭として高校の現場で、いろいろな相談を受けているということで、そこではJKビジネスの中で怖い思いをして、そこからずっと別なものに転換していく子と、そうでない子がいるという話が出ました。その違いはどういうところにあるのかということ、そして橘さんの話の中で、SNSについて高校生に対する啓発教育の必要性みたいな話が出ましたので、その辺りをお伺いできればと思います。それではよろしくお願いします。

○森口 JKビジネスから感じた問題点ということなんですけど、難しいなと思いつながらお話を伺っていたところです。子どもたちと話してしまったり、JKビジネスでは使い終わったものを売らなすね。

そして、「どんなものを売っているの」と聞いたら、自分が履いて使わなくなった体育館シューズとかが2,000円とか、3,000円とかで売れるそうです。それと制服。制服はご存じのように本当に高く売れるそうです。

中には下着を売っている子もいると言っていました。それに少しも罪悪感がないんですね。それがそこで終わらないということに気付いていないところ、私はすごく心配だなと思いました。

そして、それが友達の中のLINEとか、SNSとかですぐ回ってしまうんですね。こんなことをしたらお金になるよ。私は上靴が3千円で売れたよ。あんたのも売ったらみたいな感じで、どんどんと広まっていく。それが危険な方向へいっているということに気付いていないのが、私はとても心配に思っています。

先ほど、メイド喫茶の話をしたのですが、次は以前勤務していた学校の話です。その学校にいた生徒はキャバクラで働いていました。そして、なぜそれが分かったかと言うと、学校の中で「キャバクラで働けへん」と友達を誘っているんですね。1時間幾らになるから、いいバイトになるよみたいな感じで誘っているのを友達聞いて、教えてくれたという感じなんです。

そこで、断る子と、断らない子がいるんです。いくらお金になっても、「いや、私はやめとくわ」と。今のバイトでいいわという感じで断る子がいます。なぜ違うか。確かに誘っていた子は、お家が厳しくて生活費も、それこそガス代、水道代もなかったから、働かざるを得ない。それも効率のいいバイトが欲しかったというので、分からなくはないんですけど、友達を誘うなよと思いつながら、話を聞きました。

そしたら、断った子たちは、やはり、しっかりとした家庭があると言うか、見守られていると言うんですか。こんなことをしたら親が悲しむからという

感じで、やめていっていましたね。

つまり自尊心の低さと言うんですかね。自分に自信のない子たちは、いくら生活が苦しくても、「いいねん。何とかなる」みたいな感じで時給、今、最低賃金、848円なんですけれども、そこでいいねんと断ることができるのだと思います。

自尊心が低い子は、どうしても男の人に流れていくと言うんですか。寂しいので、ついつい優しく声を掛けてくれる人のところにふらふらと付いて行ってしまふんだと、私はこの養護教諭の経験から感じました。以上です。

○司会 ありがとうございます。SNSの教育みたいなものは、学校では何かされているんですか。

○森口 そうですね。いじめ関係のものは結構すぐに我々に情報があがってきたりするんです。実は学校の中で、それをチェックする係の先生がいるんです。ブログとかtwitterとかに何かあがっていたら、生徒たちがつぶやくじゃないですか。

それで「うんっ」と思ったときは、その先生から情報が入ってきて、みんなちょっと聞こうかみたいな感じで、あの子、ちょっと危ないのと違うと。ちょっと探りを入れてみようかみたいな感じでやっていますね。そんな感じでは。

○司会 予防教育の方はいかがですか。

○森口 そうですね。この予防教育というのが、なかなか難しく、一番いいのは、自尊心を高めることだろうと思うんですけども。そこがまた一番難しいところでもあると思っています。ですので、本当にありきたりな人権教育とか、性教育とか、自分のことを大切にしようというところからやっている。そこからかなと思うのと。あとは、困ったときに、何かあったときに言うておいでと。周りには先生たちがいるよと。あなたたちが信頼できる、大丈夫だと思う人に相談してごらんというふうなメッセージを常に言っています。

そして、生徒たちは「先生たちに話すと暴走するから嫌やねん」とか言うんですけども、私たちは生徒と一緒に話しながら解決していく道を考える、「寄り添いながら」というのを基本にやっています。ただ、残念なこと、教員にもどこかありますので、相手を間違えたらとんでもないことになるというのは事実です。

○司会 はい、ありがとうございました。

では、森さんには最後のところで、少年院の中というのは、純粋培養的に少年のためにということで教育ができるんですが、少年たちは社会に戻っていきます。親子関係に問題があれば、その問題のある環境に戻っていくわけだし、親が引き受けを拒否している場合には、その代わりを見つけないといけない。

出院時の社会との連携の中で、いろいろな葛藤を抱えられていると思います。その辺りの、今後どうあるべきなのかみたいな部分をお話いただければと思います。

○森 相談対応の話は少ししようと思うんですが、少年院は従来、新しい少年院法の前までは、積極的に出院した後の少年、あるいは家族からの相談を受けるということは、実際にはあっても積極的にということはなかったんですが、新しい法律でそれが明定されて、出院した少年、あるいは家族等から一定の要件はありますが、相談を受けることができるようになり、対応しています。

専用電話も各少年院にあって、その電話番号をきちんと出院の際には知らせています。実際にかかってくることもよくあります。

先ほど職員との信頼関係で教育を行っているということも申し上げました。ですから、出院後しばらく、あるいは不安になったときは少年院の先生に相談したいという人も当然いるだろうと思います。電話で相談に乗る場合があります。それから、訪れてくる場合もあります。

また、保護観察所との連携という点では、保護観察所の方から、保護観察所で面接するところに同席してもらえないかという依頼も来ることがあります。

たいがい是不安定になりかかっているときなので、担任だった職員が少年院で頑張っていたことを少し思い起こさせてみます。そういった形で、保護観察官、保護司と一緒に、少年院の職員も入って面談をするという形に対応しています。実際の社会生活が始まりますと、いろいろなことがありますので、必ず不安定になる時期があって当たり前だと思います。そのときに、保護司や保護観察官と相談がうまくできればいいんですが、やはり付き合いの長さの問題もあって、最初に頭に浮かぶのが少年院の職員であれば、遠慮なく相談してほしいですし、誠実に対応できればと思うところです。

もう一つは、少年院を出た人たち、大人になって、うんと大人になっても、時々、たぶん思い出すことがあるのではないかと思うことがあります。OB会ができない少年院ですが、彼らの心や頭の中に少年院のことがふっと浮かぶこともあるかもしれません。

何かそういう心のよりどころの一つになって残っていくといいなと思うところです。少し情緒的な話になりました。以上です。

○司会 私もだいぶ昔の話になりますが、いまだに保護観察官時代に担当していた少年とか、少年院を出たあの子たちはどうしているかなと思うことはよくあるので、その辺、同窓会的なものがあればいいのではないかと思ったりしますが、なかなか難しい部分もあると思います。

では、安保さんは弁護士でもあり、何よりもいろいろな制度のはざまにいる少年たちの、社会での自立に向けた準備に力を入れてこられているということで、先ほど、橘さんの話の中でも、子どもが決めることが大事という話が出ていました。その辺り、子どもが主体的に自ら選択できるというのは大事なんですけれども、ただ、「あなたが選択しなさい」と突き放したら駄目なんだろうと思うので、その子どもたちが自ら選んでいくときに、周りにいる人たちは、どういう形でそれを支援していくべきなのか。働き掛けていく際の、子どもが主体という意味を少し具体的に説明していただければと思います。

○安保 はい。先ほどもお話しましたが、シェルターは普通の民家なんです。そこで子どもたちが暮らすというのは、自分でここにしようと思わないと、その生活が成り立たないんです。

居場所のない子どもたちはシェルターにやってきましたら、最初の1週間くらいは温かいご飯があって、温かい寝場所があって、お風呂も入れて、好きなゲームもできるし、いろいろなことができるということで。それと常に大人が優しいということで、すごくそれだけで最初はよかったと思うんですけど、やはり、慣れるというか、少し休憩をすると、子どもたちが持たざるを得なかった、今までの問題がすごく出てきます。かなり精神的に不安定になったり、暴力的な傾向のある子どもは、暴力が出てきます。

それから、自傷もいろいろなことが出てきたり、生活の中でいろいろそ

をついたり、人を操作する技術を身に付けている子どもたちは、そういうことを出してきたりします。

そういう中で子どもたちがきちんと次の場所に行くまで、このシェルターにしようというふうに思うのは、ここにいる必要があると自分で思ってもらわなければいけないというところがあります。

ですので、子どもたちの意思なしでは、シェルターの生活は成り立ちません。絶えず子どもたちには、いろいろなことを選択できるように、例えば、ご飯についても献立を相談したり、今日のお風呂に入る時間とか、そういうことも含めて、相談をします。

それから、例えば、生活のリズムもできたら、ちゃんと朝早く起きてほしいんだけど、子どもによったら、なかなか起きられない子どももいるので、どういうふうに起きていこうとか、そういうことも相談します。

そういう中で、ようやく安心感を持つようになってきます。それでも、子どもたちがうそをついたり、いろいろします。子どもたちのエネルギーはすごいので、実は内心ではどのスタッフもどうしよう、どうしようと思っているんです。けれども、子どもたちの成長する力とか、時々見せてくれる愛らしい姿とか、そういうのに私たち大人の働きがいとか、私たちはやはり子どもと付き合う大人であるという自覚を深めながら、やっています。

子どもたちは世間から見れば、かわいそうな子どもたちです。でも、本人たちはかわいそうだと言われるのは絶対嫌なんです。それを言うと大人との信頼関係がなくなります。子どもたちは子どもたちなりに、一生懸命生きている。そのように一生懸命生きている子どもを私たちもお手伝いできる方法を考えながらやっていく。いくらかわいい子どもたちでも、私たちがずっと一緒にいるわけにはいかないんです。やはり、一人で生きていかなければならない。だけど、支援はできる。一人で生きていかなければいけないけれども大人が支援してくれるということ、本人がずっと気持ちよく落ち着かせるというところが必要かと思えます。

それと、親から虐待を受けている子どもたちについては、親から離せばいいという問題ではなくて、子どもたちにとっては、虐待する親も大切な親です。最終的には人生の中で、親との関係を、自分で距離感とかを持っていかなければいけないんです。その整理も子どもたちが自分でしなければいけない。そういうことの力を付ける必要があるのかなと思います。

社会的に見て、いろいろな問題を起こしている子どもたちですけれども、よく見ると、いろいろな才能を持っているところがあるんですね。どうも私たちは欠点ばかり見て。やはり、社会で生きてもらおうと思うので、欠点を直さなければいけないと思うんですけど、いいところがいっぱいあるので、いいところをどう伸ばすかというのを考えなければいけないと思っています。

少年院を仮退院した子どもで、性的虐待を受けて、うちに来た子がいるんですけど、その子は本当にいろいろな問題を起こしました。でも、美術的な能力があって、私たちは必要だと思って彼女に説明をして、彼女も納得して、私たちの所にいる間に、高校卒業資格を取って、専門学校に行くと、専門学校を2年でちゃんと卒業しましたが、その間には風俗でアルバイトをしたりしました。

本当にはらはらどきどきしましたが、その2年間の中で好きな人に出会い、初めて人を好きになるという感情が分かったと。でも、その人からDVに遭い、怖い人もいるんだということも学んで、それで紆余曲折しながら、成長していています。

今でもいろいろ悩みは深いですけど、そういうのを彼女の成長だというふうに私たちがちゃんと理解をして、誰かが支援するということが必要なのではないかなと思います。

○司会 ありがとうございます。やはり、少年たちの立ち直りというのは、紆余曲折を経て、その中で学んでいく。それが成長だというふうに思えますね。寄り添っていけることが大事なんだろうと思います。

齋藤さんも保護司として活動されている中で、いろいろな経験をされていると思いますけれども、何か思い出に残るケースとか、これまでの話を聞かれて感じるところなどをお話いただければと思います。

○齋藤 昭和63年から保護司をしております、大勢の少年たちと接しました。いろいろな子どもが頭をよぎりますけれども、特に女の子というのは、JKビジネスとか、そういうものにつながりやすいという印象を持っておりますね。

少年院から出てきても、少年院の中では連絡を取らないように教育され



パネルディスカッションを進行する浜井浩一教授

ていると思うんですけども、帰ってくるとすぐ何か連絡が入って、喜んで出ていくんですね。

それで私が受け持っていた少女も大阪の方で優しい言葉にだまされて、何人も男の人が変わりました。そのお金を取り上げられるんですけども、何とも思っていない。「それがあなたはだまされているのよ」と言っても分からないんですね。とても優しく言うってくれるからということ。

保護観察というのは、月に2回、しっかり面接をするという義務がありますので、その日はきっちり約束をすれば来てくれますので、わざわざその大阪のJKビジネスのお店まで足を運ぶということまで、私自身いきませんでした。

最後は、少し危ういところまで行って、本人は生命力が強いというか、しっかりしているのかなと思いましたが、逃げて帰ってきました。それで何とか美容師になりたいからということで、勉強していたんですけども、結局は洋服を買ったり、いろいろなバッグを買ったりということで、祇園の方で働いてしまうということになりました。

そういうJKビジネスにつながっていくと、とても何か、いい方向へいかないんだなという思いがありますので、何とかそういうところへいかざるを得ない少女たちを、何とか立ち直ってもらえたらいいのになという思いは持っておりますが。

○司会 ありがとうございます。そろそろ終わりの時間が来ているので、村木さんの話にもありましたが、様々な支援がJKビジネスに負けているという話が、橘さんの中にも出てきましたね。JKビジネスの方がきめ細やかで、表面上は少女たちを大切に扱うので、そこが居場所と出番になってしまっているという問題があります。

これは少し難しすぎる問題かもしれませんが、そういった問題をこれから、どうしていったらいいのか。JKビジネスに対抗できるための支援というのは、どんなものがあるのかについて少しご意見を伺えればと思います。

楽屋で出た話では、例えば、日本の非行少年の立ち直りの一つの特徴として、自立に向けた就労支援ではなくて就学支援、学校へつなげていって、モラトリアム期間を得て、そこで本人が成長していくのを待つという立ち直りのパターンというのもあるかもしれません。

その辺、最後に時間がなくなってきましたので、1人1分ずつぐらいで、お話いただければと思うんですけども。森口さんからお願いします。

○森口 そうですね。就学支援。私は高校現場に勤めていますので、いかに退学させないかということが大切かなと思います。退学させないことがこういうJKビジネスや安易にお金を稼げるところにつながらないようにできる一つかなと思います。

ですので、高校は教育の場ですので、そういうふうにJKビジネスのことも教えながら、自分の将来の生き方についても考えさせていけたらなと思います。

○司会 ありがとうございます。では、森さんお願いします。

○森 特に年齢が低い子どもたちが女子少年院の場合多いものですから、なかなか就労というよりも、やはり、修学支援できちっと高校に戻れるように援助したり、中学生だったら、高校進学ということには力を入れていきたいなと思っています。

それに加えて、たとえば10年後どうありたいのかという、少し先を見通したところをしっかりと考えていけるように。そのために今どうあればいいのか。ちょっと手取り早くお金を稼ぐことが10年後、20年後の自分にとってどうなのかということ、やはり俯瞰できるような力は何とか育てたいなと思います。

揺らぎそうになったときに、はっと気付いて軌道修正ができるような力ですね。なかなか難しいところではありますけれども、そこがぶれるとやはり目先のことばかりになってしまうので、そこを何とか教えていければいいなと思っています。

○司会 ありがとうございます。では、齋藤さんお願いします。

○齋藤 今年の3月2日に大谷大学でシンポジウムをさせていただいたときに、仁藤夢乃さん、先ほども少しお話が出ておりました。「私たちは『買

われた』展」というのを、京都の河原町三条で同時開催でやらせていただきました。仁藤さんのお話なども伺って、先ほどの橘さんのお話も伺って、やはり、大人がしっかりしなければいけないんだなということで、更生保護女性会では、「信頼される大人になろう。」変な子がそこにいるというのはなくて、やはり、「どうしてこんな遅い時間にいるの」とか、「何か一言声を掛けられる大人になりたいな」ということを合言葉に、そのシンポジウムの収穫として活動を続けております。

○司会 はい、ありがとうございます。では、安保さん、よろしく申し上げます。

○安保 民間がやれることというのは、本当にたくさんあると思います。それを本当は行政がやっていただきたいんですけども。自由にいろいろやれる民間団体を、本当にきっちりといろいろ育てていただきたいなと思っています。

やはり、子どもたちのニーズはさまざまです。どうしても私たちが支援しようと思うと、私たちの持っている支援、私たちの技術とか、制度に寄せ付けてしまうところがあるので、子どもたちのニーズに合った支援ができないかなと思っています。

私たちはお金がないんですけども、奨学金を集めて、それも、奨学金というのは、半額援助とか言っても、子どもたちはなかなか続かないんですね。ですので、私たちは二人の子どもに全額援助したんです。そうしたら、二人とも続いています。

何という乱暴なことをするんだというふうに言われましたけれども、子どもたちのニーズに合えば、思いきったことをやってみるというのも面白いのではないかなと思っています。

○司会 ありがとうございます。ここまでいろいろな話で出てきましたけれども、子どもたちの生きる選択肢を増やしていくことは何よりも大切だと思います。この問題はこれまで議論してきたように、非常に見えにくくなっているところがあり、声を上げにくい子どもたちに、われわれ大人がどう気が付いてあげられるのかということが非常に大切だと思いますし、無関心にならないということが重要です。瀬戸内さんの話にもありましたけれど、みんなで心配する社会を作っていくことが大事なかなと思っています。

私にしては珍しく予定時間に終わることができました。このように若干、物足りないぐらいですが、こうしたシンポジウムが一番いいのかなと思っています。ご静聴ありがとうございました。それではパネリストの皆さんに拍手をお願いします。ありがとうございました。

<拍手>



第8回 矯正・保護ネットワーク講演会開催案内

主催：龍谷大学矯正・保護総合センター

特定非営利活動法人 食べて語ろう会 理事長

中本 忠子氏 「子ども達の居場所」



参加費
無料

要事前申込

先着300名様

2018年 **12月8日(土)**
13:30~15:30 (開場 12:30~)

龍谷大学
響都ホール 校友会館

(京都市南区東九条西山王町31 アバンティ9階)
JR京都駅八条東口より徒歩約1分



▶プロフィール

1934年、広島県江田島市生まれ。1980年10月から2010年11月(定年)まで保護司を務める。1982年、シンナー吸引によって、保護観察処分となった少年の担当保護司になる。シンナーを止められない理由として少年が「腹が減ったのを忘れられるから。」という言葉に衝撃を受け、空腹に気が付かなかったことを詫言、その日から手料理を振る舞い、その後、その少年はシンナー吸引を止め、同じような境遇の友人を自宅に連れてくるようになり、「多数の空腹と行き場のない子ども」が多数自宅に集まるようになる。近所の方の助けも借りながら自宅を開放し子ども達への食事等を提供する活動をスタートさせる。1992年からは、自宅だけでなく、地域の公民館においても毎週日曜日(2012年からは、毎月第1、第3日曜日の2回)に夕食の提供を始め、2003年、この活動を「食べて語ろう会」と名付けて定期的に食事会を開催するようになる。同会が今後も継続的に活動し続けていけるようにとの願いから、2015年8月、NPO法人「食べて語ろう会」を立ち上げ、理事長に就任する。2016年12月、自宅の近隣の空き店舗を借り入れて改装し、「基町の家」と名付けた場所において、毎日、食事と語らいと相談事ができる活動を継続している。(公民館での活動は、2018年6月まで実施したが、同公民館が耐震工事に入ったため、現在は中断している。自宅における食事の提供は基本的には中断している。)

【受賞歴】

- 2001年10月 法務大臣表彰
- 2006年11月 瑞宝双光章受章
- 2014年 7月 法務省保護局長特別感謝状受賞
- 2015年11月 公益財団法人社会貢献支援財団社会貢献者表彰受賞
- 2016年 3月 広島市民賞受賞
- 2017年 4月 吉川英治文化賞受賞
- 2017年12月 ペスタロッチー教育賞受賞
- 2017年12月 子どもと家族・若者応援団表彰(内閣府特命大臣表彰)
- 2018年 8月 作田明賞最優秀賞受賞

参加お申込み

参加をご希望される方は、事前にお申込みが必要です。

インターネットから

- ①矯正・保護総合センターホームページ(<http://rcrc.ryukoku.ac.jp/>)の「講演会等のお申込み・資料請求」ボタンをクリックしてください。
- ②「お申し込みフォーム」の必要事項(名前・住所・メールアドレスなど)を入力した後、送信ボタンをクリックしてください。
登録されたメールアドレスに受付完了メールを返信いたします。

FAXから

以下の参加申込書に必要事項をご記入の上、送信してください。

お問い合わせ

龍谷大学 矯正・保護総合センター

TEL:075-645-2040 FAX:075-645-2632

〒612-8577 京都市伏見区深草塚本町67

<http://rcrc.ryukoku.ac.jp/>

E-mail: kyosei-hogo@ad.ryukoku.ac.jp

2018年12月8日 第8回矯正・保護ネットワーク講演会参加申込書

フリガナ	当てはまるものに○をしてください。						
お名前	性別	男・女	年令	10代	20代	30代	40代
				50代	60代	70代以上	
ご住所	〒						
電話番号	FAX番号						
メールアドレス	ご所属・ご職業 (差し支えなければ)						



075-645-2632



新時代の犯罪学創生プロジェクトの取り組み～人に優しい犯罪学をめざします～

2016年6月、龍谷大学犯罪学研究センター（Criminology Research Center:CrimRC）は、40年余の間、矯正・保護総合センターが中心となって展開してきた矯正と更生保護に関する研究、教育および社会貢献の歴史と伝統を踏まえつつ、あらたなグローバル・スタンダードの龍谷・犯罪学の構築をめざして発足しました。具体的には、①対人支援という視点から再編、体系化された犯罪学標準カリキュラムの構築、②公的機関による犯罪政策の評価とあるべき政策の提言、および③犯罪学のリテラシーを身につけた政策の担い手の育成を目標として掲げています。このような事業計画が評価され、2016年11月には、文部科学省私立大学研究ブランディング事業に採択され、事業の推進に拍車がかかりました。

研究部門では、津島昌弘部門長の下、犯罪をめぐる多様な「知」の融合と体系化を実現するため、3分野9つの常設ユニットと5つの公募プロジェクトが調査研究を行っています。「犯罪と人間」には、司法心理学（武田俊信文学部教授）、治療学（石塚伸一法学部教授）および矯正宗教学（井上善幸法学部教授）、「犯罪と社会」には、犯罪社会学（津島昌弘社会学部教授）、司法福祉（赤池一将法学部教授）および法教育・法情報（石塚伸一法学部教授）、「犯罪と科学」には、政策評価（浜井浩一法学部教授）、意識調査（津島昌弘社会学部教授）および科学鑑定（古川原明子法学部准教授）そして、公募型研究プロジェクトには、ヘイト・クライム（金尚均法学部教授）、性犯罪（斎藤司法学部教授）、保育と非行予防（中根真短期大学部教授）、ギャンブル障害（早川明短期大学部講師）および対話的コミュニケーション（吉川悟文学部教授）の各ユニットがあります。

教育部門では、赤池一将部門長の下、犯罪学リテラシー研修（特別研修講座「矯正・保護課程」における教育実績を踏まえ、刑事政策の担い手を育成するため、日本犯罪社会学会の協力を得ながら、犯罪学リテラシー研修を開催し、教育能力向上のための調査研究を実施している。）、犯罪学教育カリキュラム（日本犯罪社会学会企画・広報委員会（津富宏委員長）が中心となって、諸外国の犯罪学カリキュラムの調査結果を踏まえ、犯罪学教育のモデル・カリキュラムの構築をめざしている。）、および法教育メソッド（模擬裁判や模擬投票などパフォーマンスを活用した新たな法教育メソッドを開拓し、法教育の実験教育を展開している。）などの活動をしています。

国際部門では、浜井浩一部門長の下、学术交流（犯罪学に関連する

学术交流を推進し、日本の研究者の海外の学会での報告を奨励し、海外の研究者を積極的に受入れ、他の研究機関との学术交流協定等の締結に向けて取り組んでいる。）、教育連携（海外の学生の受入れ体制の整備や英語による犯罪学授業のトライアルを予定している。）および公開研究会（海外から講師を招聘して公開研究会やセミナー、研修会、シンポジウムなどを開催している。）に取り組んでいます。

2020年春には、50年ぶりに、京都で国連犯罪防止会議（「Congress 2020」）が開催されることになりました。本学犯罪学研究センターでも、これと併行して「龍谷Congress 2020」を開催する予定です。

また、2020年秋には、龍谷大学において、「アジア犯罪学会（Asian Criminological Society）第12回大会」の開催が決定しました。東アジアにおける犯罪学の研究の拠点として、犯罪や非行をおこなった人々を厳しく処罰するだけでなく、その回復を支援していくことによって犯罪を減らしていく「人に優しい犯罪学」をめざし、さまざまな事業を企画・推進しています。

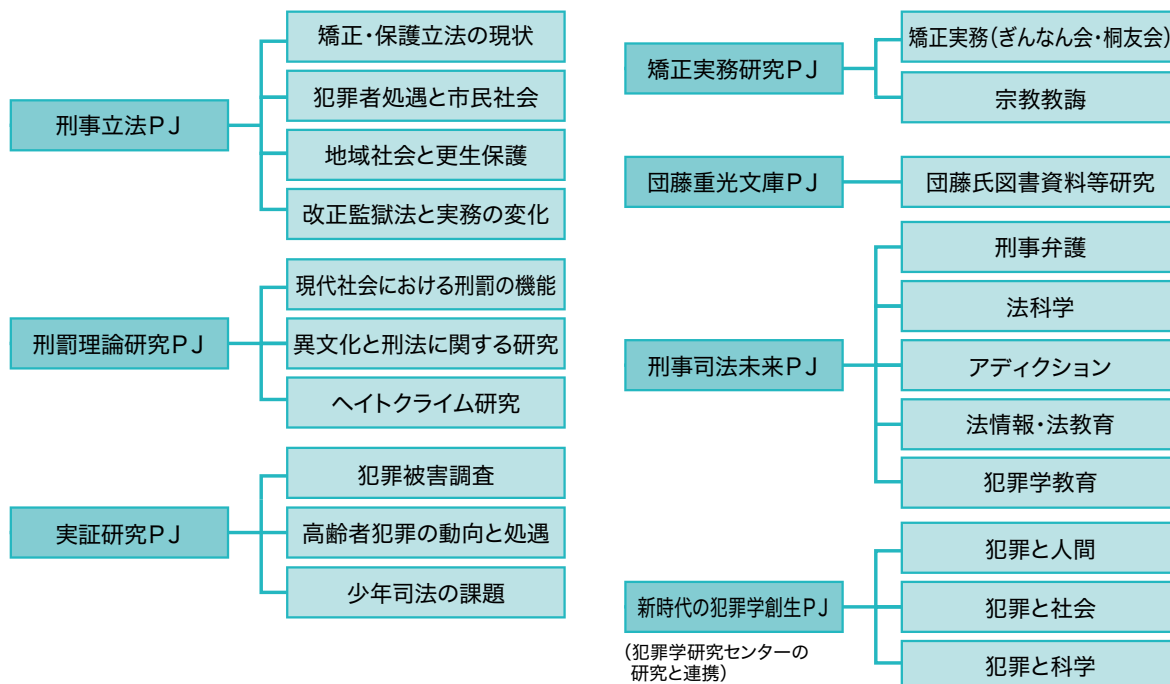
新時代の犯罪学創生プロジェクト代表

石塚伸一（龍谷大学法学部教授／同犯罪学研究センター長）



ドクター・クライム
わたくし、Dr.Crimeが、
これから「龍谷・犯罪学
(Criminology)」について
紹介していきます

2018年度 矯正・保護総合センター研究プロジェクト



You,
Unlimited



龍谷大学
RYUKOKU UNIVERSITY



新刊情報

『龍谷大学矯正・保護 総合センター 研究年報 第7号 2017年』

[編集発行者] 龍谷大学矯正・保護総合センター
[発行所] 株式会社現代人文社
[発行日] 2018年2月28日発行



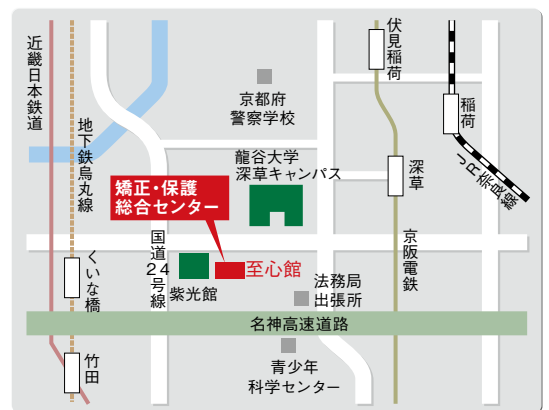
ISBN978-4-87798-696-4

『矯正講座 第37号 (2017年)』 -「矯正・保護課程」開設40周年記念号-

[編集発行者] 龍谷大学矯正・保護課程委員会
[発行所] 株式会社成文堂
[発行日] 2018年3月20日発行



ISBN978-4-7923-3373-7



龍谷大学 矯正・保護総合センター

- 京阪「深草駅」下車徒歩約8分
- JR奈良線「稲荷駅」下車徒歩約13分
- 京都市営地下鉄烏丸線「くいな橋駅」下車徒歩約5分

〒612-8577 京都市伏見区深草塚本町67 至心館1階内
Tel.075-645-2040 Fax.075-645-2632
URL <http://rcrc.ryukoku.ac.jp/>
E-mail kyosei-hogo@ad.ryukoku.ac.jp